

## 宮崎県キャリア形成プログラムの運用に関する判断権限について

### 1 概要

宮崎県キャリア形成プログラムの運用に関して、疑義が生じた場合に、どのような流れで疑義内容を整理・審議し、判断をするのか不明瞭となっていることから、取扱いについて整理する。

#### 【具体的事例】

県外研修や海外研修であれば通算5年間、疾病や育児等では必要と認められる期間、プログラムの一時中断を認めることがプログラムに明記されている。一方で明記されていない事由による一時中断申請、その他取扱いに疑義が生じた場合、その可否をどの機関で審議・判断するのかが不明瞭となっている。

### 2 対応案

次に示す3つの対応案について協議・検討の上、1つを決めることとしたい。

#### 案1：配置調整部会が判断

地域医療支援機構・機構分室で内容を整理の上、案を作成し、配置調整部会が審議し、判断をする。結果は地域医療対策協議会に報告する。

なお、配置調整部会は令和3年度に設置した、配置調整に係る部会であるが、その権限を拡充し、運用に関する判断権限をもたせることとなるため、名称を「プログラム運用部会」に改めることとしたい。

#### 案2：地域医療支援機構・機構分室が判断

地域医療支援機構・機構分室が審議し、判断する。結果は地域医療対策協議会に報告する。

#### 案3：地域医療対策協議会が判断

地域医療支援機構・機構分室で内容を整理の上、案を作成し、地域医療対策協議会が審議、判断をする。

※なお、いずれの案もプログラムで明記されているものや、事例が蓄積されていき、前例として同じ内容があった場合は、審議を経ることなくプログラム又は前例に基づき、地域医療支援機構・機構分室が判断し、地域医療対策協議会に報告するものとする。